

第5回教育委員会

令和4年3月24日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第38号

大阪市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則案について

大阪市社会教育委員会議規則の一部改正について

1 改正の理由

本規則については、昭和 25 年の制定以降改訂が行われておらず、現在の会議の運営状況に鑑み、規定と実態とを合わせる必要があることから、規則の一部改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 会議の運営にかかる諸事項の規定整備
- (2) その他必要な規定整備

3 施行期日

公布の日

大阪市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則案

大阪市社会教育委員会議規則(昭和25年大阪市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)のうち、その標記部分が同一のもの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるもの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> この規則は、大阪市社会教育委員条例(昭和25年大阪市条例第30号)第5条の規定に基づき、大阪市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[見出しを削る]</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p><u>第2条</u> 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><u>2</u> 議長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p><u>3</u> 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。</p> <p>(会議の招集及び議事)</p> <p><u>第3条</u> 会議の招集は、議長が会議の開催場</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p><u>第1条</u> 社会教育法に基く大阪市社会教育委員(以下委員という。)の会議は、この規則の定める処による。</p> <p><u>(会議の役員)</u></p> <p><u>第2条</u> 委員の会議(以下会議という。)に、委員の互選により議長及び副議長各1名を置く。</p> <p><u>2</u> 議長及び副議長の任期は1年とし、再選を妨げない。</p> <p>[新設]</p> <p><u>第3条</u> 議長は会議を主催し、会議を代表す</p>

所、日時及び会議に付すべき案件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 議長は、教育委員会若しくは教育長又は
在任委員の半数以上の者から議事の事項を
示して要求がある場合は、会議を招集しな
ければならない。

3 会議は、在任委員の半数以上の委員が出
席しなければ、議事を開き議決することが
できない。

4 特別の事由がある場合は、委員は会議の
事項につき、書面によって意見を述べるこ
とができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、
可否同数の場合は、議長の決するところ
による。

6 議長は議事の要領を記録し、その結果を
必要に応じて教育委員会に報告するもの
とする。

(専門部会)

第4条 議長が必要と認めるときは、会議に
専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長が指名する委員で組織
する。

[削る]

[削る]

[見出しを削る]

[削る]

る。

第4条 副議長は、議長を助け、議長に事故
があるとき又は議長が欠けたときはその職
務を行う。

第5条 議長及び副議長ともに事故あるとき
は、年長の委員が臨時に議長の職務を行う。

第6条 議長及び副議長は、会議の許可を得
て辞職することができる。

(会議の招集)

第7条 会議は年6回日時を定めて、議長が
招集する。

2 議長は、緊急の必要がある場合は、臨時
に会議を招集することができる。

	<p>3 議長は、教育委員会若しくは教育長又は 在任委員の半数以上の者から議事の事項を 示して要求がある場合は、臨時に会議を招 集しなければならない。</p>
[削る]	<p><u>第8条</u> 議長は、会議開会の前日までに、招 集及び議事の事項を委員に通知すると共 に、教育委員会並びに教育長に通告しなけ ればならない。</p>
[見出しを削る]	<p><u>(議事及び議決の定数)</u></p>
[削る]	<p><u>第9条</u> 会議は、在任委員の半数以上の委員 が出席しなければ、議事を開き議決するこ とが出来ない。</p> <p>2 特別の事由がある場合は、委員は会議の 事項につき、書面によつて意見を述べるこ とができる。</p>
[削る]	<p><u>第10条</u> 会議の議事は、出席委員の過半数で これを決し、可否同数の場合は議長の決す る処による。</p>
<u>(意見聴取及び関係者の出席)</u>	<u>(会議と教育長及び教育委員会事務局職員と の関係)</u>
<p><u>第5条</u> 会議及び専門部会は、必要があると 認めるときは、関係者の出席を求め、その 意見又は説明を聴くことができる。</p>	<p><u>第11条</u> 会議は、必要あるときは、教育長及 び教育委員会事務局職員の出席を求め説明 をきくことができる。</p> <p>(会議の報告)</p>
[削る]	<p><u>第12条</u> 議長は議事の要領を記録し、その結 果を教育長を経て教育委員会に報告しなけ ればならない。</p> <p>(事務職員の派遣)</p>
[削る]	<p><u>第13条</u> 会議の事務を処理するため、会議に 教育委員会事務局職員を派遣する。</p>
<u>(庶務)</u>	[新設]
<p><u>第6条</u> 会議の庶務は、教育委員会事務局に</p>	

<u>において処理する。</u>	
<u>(施行の細目)</u>	
<u>第7条 この規則に定めるもののほか、会議</u> <u>の運営に関し必要な事項は、議長が定める。</u>	[新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

社会教育法（抄）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

大阪市社会教育委員条例（抄）

第1条 社会教育法第15条の規定に基き、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

大阪市社会教育委員会会議規則(改正後)

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市社会教育委員条例(昭和25年大阪市条例第30号)第5条の規定に基づき、大阪市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集及び議事)

第3条 会議の招集は、議長が会議の開催場所、日時及び会議に付すべき案件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 議長は、教育委員会若しくは教育長又は在任委員の半数以上の者から議事の事項を示して要求がある場合は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、在任委員の半数以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

4 特別の事由がある場合は、委員は会議の事項につき、書面によって意見を述べることができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 議長は議事の要領を記録し、その結果を必要に応じて教育委員会に報告するものとする。

(専門部会)

第4条 議長が必要と認めるときは、会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長が指名する委員で組織する。

(意見聴取及び関係者の出席)

第5条 会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(施行の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大阪市社会教育委員会会議規則（改正前）

（この規則の趣旨）

第1条 社会教育法に基く大阪市社会教育委員(以下委員という。)の会議は、この規則の定める処による。

（会議の役員）

第2条 委員の会議(以下会議という。)に、委員の互選により議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長の任期は1年とし、再選を妨げない。

第3条 議長は会議を主催し、会議を代表する。

第4条 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときはその職務を行う。

第5条 議長及び副議長ともに事故あるときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行う。

第6条 議長及び副議長は、会議の許可を得て辞職することができる。

（会議の招集）

第7条 会議は年6回日時を定めて、議長が招集する。

2 議長は、緊急の必要がある場合は、臨時に会議を招集することができる。

3 議長は、教育委員会若しくは教育長又は在任委員の半数以上の者から議事の事項を示して要求がある場合は、臨時に会議を招集しなければならない。

第8条 議長は、会議開会の前日までに、招集及び議事の事項を委員に通知すると共に、教育委員会並びに教育長に通告しなければならない。

（議事及び議決の定数）

第9条 会議は、在任委員の半数以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。

2 特別の事由がある場合は、委員は会議の事項につき、書面によつて意見を述べることができる。

第10条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決する処による。

（会議と教育長及び教育委員会事務局職員との関係）

第11条 会議は、必要あるときは、教育長及び教育委員会事務局職員の出席を求め説明をきくことができる。

（会議の報告）

第12条 議長は議事の要領を記録し、その結果を教育長を経て教育委員会に報告しなければならない。

（事務職員の派遣）

第13条 会議の事務を処理するため、会議に教育委員会事務局職員を派遣する。